

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

附 則 (令和8年1月27日 CNS 1サ第000400014931-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、この改正規定により適用を開始するブロードバンドユニバーサルサービス料に関し、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスについても適用します。

(1) NS才第200163号 (平成24年8月27日付) の附則2に係るもの

(2) NS才第00548799号 (令和元年9月27日付) の附則2に係るもの

(3) DPSサ第00785799号 (令和3年5月19日付) の附則2に係るもの

3 前項の規定にかかわらず、当社は、前項各号に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しないコース等を次のとおり定めます。

(1) 低速度モバイルとして提供し、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しないコース等

ア カテゴリー1 タイプ5 コース1の2

イ カテゴリー3 タイプ5 コース1の2

ウ カテゴリー3 タイプ5 コース2 定額200kプラン

(2) 通信モジュール向けモバイルとして提供し、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しないコース等

ア カテゴリー3 タイプ5 コース2 従量プラン10/20/30

イ カテゴリー3 タイプ5 コース4 従量プラン10/20/30

4 前項に定めるほか、当社は、第2項各号に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、3Gモバイルとして提供するコース等についても、ブロードバンドユニバーサルサービス料を適用しません。

5 当社は、第3項第2号に定める通信モジュール向けモバイルを利用する第6種契約者が用途外の利用をしていると当社が判断した場合には、通信モジュール向けモバイル以外のコース等への移行を要請することがあります。